

鹿屋市森林・林業振興計画有識者会議開催要綱

(趣旨)

第1条 本市林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発展に向けて、効果的な事業を推進するための指針となる鹿屋市森林・林業振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、鹿屋市森林・林業振興計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 有識者会議は、計画に関する事項を協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、有識者会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業等関係者
- (3) 各種団体の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 鹿屋市副市長事務分担規程（平成26年鹿屋市訓令第3号）第2条第3号に規定する副市長（以下単に「副市長」という。）
- (6) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 有識者会議の参加者は、有識者会議を進行する議長を定めるものとし、議長は副市長をもって充てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(策定委員会)

第5条 有識者会議に策定委員会を置く。

2 策定委員会は、計画に盛り込むべき事項を調査・検討し、その結果を有識者会議に報告するものとする。

3 策定委員会の委員は、副市長、農林商工部長、農林商工部の関係課長、関係機関の職員等をもって充てる。

- 4 策定委員会に委員長を置き、委員長は、副市長を充てる。
- 5 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 有識者会議の参加者及び策定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、農林商工部林務水産課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。